

令和5年度子どもの冒険ひろば事業 Q & A

Q 1 子どもの冒険ひろばとプレーパークの違いを教えてください。

A 1 兵庫県では冒険ひろばという名称を使用しておりますが、プレーパークと同義です。子どもたちが創造力を発揮して、自由に遊びを作ることのできる遊び場です。

Q 2 出前ひろばとはなんですか？

A 2 日常的に実施している場所とは違う場所で実施する場合、出前ひろばとなり、実施回数にも含まれます。イベント出展なども可能ですが、実施時間が短くならないように留意してください。

Q 3 コロナ感染状況や悪天候で中止をする場合、開催回数が減ってもよいですか？

A 3 やむを得ず中止する場合もあることを見込んで、予備日を設けてください。原則、交付決定後から2月末の補助事業期間内に10回以上の開催をお願いします。継続団体については、令和4年4月1日から令和5年2月末までを補助対象期間とします。

Q 4 活動地を借りていますが、契約書は必要ですか。

A 4 申請の際に、提出をお願いします。

Q 5 活動をするのに必要な保険はなんですか。

A 5 傷害保険やレクリエーション保険、ボランティア保険などです。危機管理上、必要と思われる保険には入っていただくようにお願いします。

Q 6 プレーリーダーに資格は必要ですか。

A 6 プレーリーダーとしての資格は必要ありません。プログラムや運営に必要な資格は取得いただければ、ひろばの信頼が高まると考えられます。

Q 7 プレーリーダーは何人必要ですか。

A 7 開催時には、必ず2名以上の配置をしてください。

Q 8 参加者が集まりません。

A 8 広報誌や地域紙など、無料で掲載できる媒体に掲載をお願いしていますか？また、子どもや親が利用する場所（公民館やスーパーなど）へのチラシ配布も有効です。SNSでの発信など、お金をかけない手段もありますので、検討してみてください。

Q 9 冒険ひろばでプログラム（イベント）を実施したいのですが…

A 9 ひろば内でのプログラム実施は「子どもの自由な遊び場」を損なわないように実施してください。ひろばと別事業のイベントを同じ場所で平行して実施する場合は、参加人数を合算しないようにお願いします。

Q10 参加費を徴収しても良いですか？

A10 冒険ひろば事業において参加費を徴収した場合は、自己資金として全額計上してください。ひろば内で体験プログラムを実施した場合も同じ扱いとします。

Q11 市町との連携とはどのようなことをすれば良いですか？

A11 公園を利用する場合は無断利用とならないよう、市町の担当課と確認してください。また、後援申請などをお願いすることで、広報も容易になります。

●補助金の使い方について

Q12 クレジットカード払いは良いですか？

A12 基本的には不可とします。やむを得ない場合は、支払い明細及び通帳のコピーを添付してください。法人または団体代表者名義のカードであることが必須です。

Q13 食材は助成対象ですか？

A13 対象外とします。ただし、熱中症対策の飲料は対象とします。

Q14 謝金や交通費の目安を教えてください。

A14 プレーリーダー謝金については能力を考慮した上で通常認められる範囲で設定してください。交通費は実費が原則となりますが、団体での取り決めがある場合はそれに準じます（取り決めの内容が分かるものの提出をお願いします）。

Q15 講師謝金について、交通費を謝金に算入しても良いですか。

A15 必要実費については旅費として申請してください。

Q16 旅費の金額は団体で決めた金額を計上するだけでよいのでしょうか。

A16 申請段階では金額の計上だけで構いませんが、実績報告の際は、金額の根拠となる団体の「旅費支給の取り決め」と旅費の経路、受領と受領額が分かる一覧などの根拠書類の提出をお願いします。

Q17 謝金の領収書について、まとめたの支払いでも良いですか。

A17 月に1回は支払いをするようにして下さい。領収書には必ず、領収日といつの分の謝金の支払いかを明確に記載してください。また、団体の謝金支給の取り決め内容のわかるものも提出をお願いします。

Q18 機器リース料とは、具体的にどのようなモノですか。

A18 ひろばで使用するものに限ります。イベントで使用するマイクやスピーカー、プロジェクターやスクリーンを想定しています。継続的に事務所で使用する電話やレンタルサーバ、プリンターは対象外です。不明な点は、青少年本部と協議してください。

Q19 イベント時にのみ許可をもらって公共の水道口を使っています。その使用料は助成対象となりますか。

A19 対象となります。

Q20 安全対策費は必ず計上しなければならないですか？

A20 ひろばを開催するにあたり、コロナ対策、熱中症対策を必ず取っていただくために必要な経費を計上してください。上限5万円ですが、団体の努力等により対策が出来ているのであれば金額の多寡は問いません。ただし、申請書、及び実績報告書類に安全対策への取り組みをしっかりと記載してください。

また、安全対策費は需用費に含まれるものです。物品購入費（ひろばの活動に使用する物品の購入費）、印刷費（チラシ印刷費、コピー代）、消耗品費（文房具、活動に要する材料費、写真代）などと合計して需用費を計上してください。

Q21 青少年の居場所開催は必ずしなければならないのですか？

A21 実施可能な団体のみとなります。

Q22 購入価格が10万円以上の物品の購入について、分割払いは対象となりますか？

Q22 分割払いでも対象外経費となります。また、10万円未満の物品でも冒険ひろば事業以外に流用できるものは不可となります。

Q23 他の助成金を活用しても良いですか？

A23 構いません。より良い冒険ひろばとなるよう、創意工夫をお願いします。ただし、他の助成金を活用して実施した事業は含めないでください。

Q24 申請書や実績報告書などの書類に押印が必要ですか？

A24 令和5年度からの書類には押印は必要ありません。ただし、プレーリーダー謝金や旅費の領収書には、支払った相手方の自署、又は押印が必要となります。